

令和4年第5回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和4年5月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時20分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	欠席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 専決処分の報告について</p> <p>日程第5 協議事項(実行委員会に実施案と組織案の提案について)</p> <p>その他</p>

議長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は7番、8番にお願いします。

日程第2 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

3番

本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。

推進委員と一緒に現地を確認してきました。場所は、〇〇線の〇〇〇から東の方向に100m程度進み北に入ったところが申請地となっています。申請地は、元々植えてあった果樹が切っており、この後の準備がされているような状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇〇月〇〇日付けで除外認可を受けています。

譲受人は令和〇年〇月に入籍し、新居を検討していたところ、夫は〇〇、妻は〇〇と2人とも地元出身ということから、譲受人の祖父が所有する申請地を候補地としました。2人で話し合った結果、申請地であれば住み慣れた地域で、土地勘もあり、お互いの実家からも近く、将来的に今後の子育て等に協力が得られ、両親に介護等必要になった場合にも面倒を看られるとともに、費用面も問題がないとの結論に至りました。

新型コロナの影響で披露宴を行うことができず、一時的に賃貸住宅に入居を検討していましたが、その費用を新居の建築費用にまわすため、2人で同居するのは新居が完成してからということになり、お互い実家住まいを続け、現在に至っております。除外認可を受けた後、譲受人に病気が発覚したため手続きを一時中断していましたが、病状も落ち着いたことにより、今回の申請に至りました。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われます。

議長

ただいま、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、2番、本件担当の4番、申請地の状況について説明をお願い

4 番	<p>します。</p> <p>19日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇線の〇〇から東へ300m程度行ったところにあります。土地の半分程度は耕耘されており、残りの半分程度は庭木が植わっている状態でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇〇月〇〇日付けで除外認可を受けています。</p> <p>譲受人は現在、〇〇市内の借家にて妻と二人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたことで、住宅を建築する計画となりました。</p> <p>住宅を建築する場所については、譲受人の妻の両親に相談したところ父が所有している申請地を紹介され、将来、子供を授かることや、両親の介護の面倒をみるようになった時の事を考えると隣接している場所がふさわしいとのことで、当該申請地を選定したとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は2種農地となります。計画目的から必要性が認められると思われま。</p>
議 長	<p>ただいま、4番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
3 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	<p>地図を見た様子だと1種農地にも見えるのですが、分断する理由があるのでしょうか。</p> <p>西側で農地の連担が切れるところがあり、10ha以上となりません。</p> <p>他に、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
12 番	<p>続きまして、3番、本件担当の12番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>現地を確認してきました。申請地は、〇〇線の〇〇の東側にある〇〇のすぐ横になります。以前は茶畑になっていて、その後3～4mの雑木が生えていましたが、昨年頃にきれいになりました。今回、確認した時には1m程度の雑草が全面に生えている状態でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、主に建築物の解体、土木業を営んでいる事業者です。</p> <p>現在、〇〇市〇〇に資材置場及び駐車場を借りて業務を行っております。</p> <p>平成29年12月に業務の拡大に伴って〇〇地内で〇〇隣の土地を資材置場として使用していましたが、令和元年5月に地権者から土地の売却による返却を余儀なくされ、代替地を探していました。コロナの影響を受けていた業務の状況が令和3年から回復に向かい、仕事の受注が戻り始め、資材が置き</p>

	<p>きれない状況になりました。申請地は、取引先である(株)〇〇、(株)〇〇、(株)〇〇へのアクセスが良く、今後の業務の円滑化が期待できるとのことです。現状は、原材料のコンクリート製品や砂利、砕石置場、解体の残材及びその分別等の作業を請け負っている内容に応じ現場に直接搬入、現場に一時置きするなど綿密にスケジュールを管理しなければならず、非効率的であり、材料仕入れも現場単位の仕入れとなり割高になっている状況であるとのことです。計画が実現すれば、受注が重なった際にも効率的に作業を行うことができ、より多く受注が可能になるとのことです。</p> <p>申請地の農地区分については、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇の3筆は3種農地、〇〇番〇は1種農地となります。1種農地の例外規定となる隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する場合、全体面積に占める1種農地の割合が1/3を超えないことに該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われます。</p>
議 長	<p>ただいま、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
12 番	<p>申請地が4,400㎡というかなり広い面積で、土木解体業ということですが、〇〇線に面しており、泥とかコンクリートの搬入の際に道が汚れてしまう可能性があります。また、すぐ横には住宅が並んでいる状況から、どのような資材が置かれる予定か詳しく説明してください。</p>
事 務 局	<p>土地利用計画図によりますと、残土置場が300㎡、砂利砕石置場が300㎡、型枠置場が250㎡、コンクリートの二次製品のブロックやU字溝の置場が425㎡、その他使用される重機、具体的にはアームロールが2台、ダンプが8台ショベルカーが9台が駐車する計画となっています。</p>
12 番	<p>解体した残材の搬入はしないということですか。</p>
事 務 局	<p>計画では、残材の搬入はありません。</p>
12 番	<p>工事した際の残材は毎回処分する想定でしょうか。</p>
事 務 局	<p>芦刈場の資材置場に残材は置かれると思われます。</p>
委 員	<p>資材置場の周囲は、屏等で囲む予定がありますか。</p>
事 務 局	<p>計画では40cmの土留めのみとなっております。</p>
3 番	<p>通常だと、40cmのコンクリートを打って、その上に2.5mの安全鋼板を立てる形が多いのではないのでしょうか。</p>
委 員	<p>あまり高い塀で囲むと、景観が悪くなり、中で何をやっているかの疑念が生じるので、あまり高くなく見えたほうが良いと思います。</p>
事 務 局	<p>資材置場や駐車場の場合には、近隣の方への説明と同意が求められているため、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇の農地の所有者からは同意書ももらっています。住宅に関しては、農地転用の中で同意の確認は求めていませんが、事業を行うのであれば、事業者の方から近隣住民に対して本事業の説明はされているのではないかと思います。そのような確認は済んでいるかという確認程度であれば聞くことはできます。</p>
委 員	<p>このような目立つところで許可がされたとなると、同じような状況で今後</p>

事務局

も申請が出てくるのではないかと思われるが、その辺の規制等の考えはありますか。

12番

農地法の制限という面では、農地法に基づいた条件を整えば規制は難しいと思われます。

このような案件を農業委員会が農地法に基づく判断だけで進めてしまっているものなのではないでしょうか。環境課の問題にもなってくるのではないのでしょうか。申請が農業委員会しかされないため、やむを得ないと思われませんが、もう少し検討したほうが良いと思います。

8番

先ほど〇〇番〇の所有者から同意を得ているということでしたが、入り口はどうなっているのでしょうか。土留めの関係で裏側の道が狭いので盛り土をされてしまうと、農地の所有者が困ってしまうのではないのでしょうか。そのあたり支障が出ないように指導をしていただきたいと思います。

事務局

承知しました。

議長

他に質疑がありましたらお願いいたします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は承認相当と決し、県知事に送付します。

2番

続きまして、4番、本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。申請場所は〇〇の西側の道路を田んぼの方に降りて行くと、田んぼに出る手前の〇〇の右側になります。現地は20 cmから30 cmの雑草が生えており、そこまで荒れてはいませんでした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

議長

譲受人は日高市に本社を置く、不動産業を営む事業者です。

事務局

譲受人は直近、5年間では実績がありませんが、建売住宅の販売実績がある事業者です。今回、当該申請地においては、上下水道のライフラインが整備されているなど、周辺環境が住環境に適しており、住宅需要が見込まれている地域に存在していることから、土地の選定及び計画されているものです。また、〇〇駅から約1 kmの徒歩圏内にあり、500 m以内に小中学校や公民館があり、金融機関やスーパーマーケット等も近く、住環境等、優れた立地条件であることも計画の理由としています。

なお、当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議長

ただいま、2番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長
委員
議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は承認相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第16号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。

2番

先日、現地を確認してきました。申請地は、〇〇号沿いの〇〇の前の道路を反対側に降りたところです。現地は、農作物が作付けされており、きれいに整備されていました。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人はブルーベリー、露地野菜などを栽培する農業者であり、〇〇会の〇〇です。農業従事日数は250日。借受人は申請地を平成31年4月1日から3年間の令和4年3月31日まで利用権設定されていましたが、期間が過ぎてしまい、引き続き利用したいとのことで今回の申請に至りました。借受人は上鹿山にも経営地があり、そこではブルーベリーを中心に、申請地については露地野菜を中心に経営することとしています。経営地で収穫したものは直売所等に出荷しているとのこと。

議長

ただいま、2番および事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
事務局

利用権設定は新規ではなく、更新ではないのでしょうか。

今回、前回の利用権設定から空白の期間があるため、新規の扱いとなっています。

議長
委員
議長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。

日程第4 「専決処分の報告」について

日程第4「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第8号が1件、農地法第5条第1項第7号が6件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

日程第5 協議事項（実行委員会の実施案と組織案の提案）

日程第5 協議事項になります。2022日高市ホームページ援農ページ案を見ていただき、実行委員会の実施案と組織案の提案について、委員お願いします。

委員

先月の総会におきまして、実行委員会の立ち上げを皆さんに許可していただき、同時に実行委員の募集をかけましたところ、7番と10番、13番、14番と私で実行委員会を作ることになりました。本日、総会後に部会を行う予定となっています。援農ページの実施案は資料のとおりとなりますが、表面に書かれているように、日高市のホームページに「日高で援農体験をしてみませんか」という形でイベントを掲載し、援農したい方が各農家に直接問い合わせさせて実施していくというものになります。段取りについても裏面に記載してあるような形で進めていきたいと思っております。以上のことを、これから実行委員会の皆さんにお諮りします。委員の皆さんも、改善案やアイデアがありましたら、是非お話しただけたらと思っております。今後、来月までにまとめれば、7月総会にて皆様に内容をお伝えして、皆さんの同意を得られれば、そのまま事務局に対してHPに掲載の依頼をするという流れになっています。

引き続き実行委員会の委員は募集していますので、いつでもお声掛けください。

議長

その他、何か質問等ありますか。

12番

埼玉県では援農ボランティアがあちこちでやっているようですが、そのようなところの調査はしているのでしょうか。

委員

インターネットで検索したところ、いろいろな形での援農の紹介があります。農業者新聞でも、援農の紹介がありました。ただ行政のホームページで援農者を支援するという形は見当たりませんでした。

12番

仮に市のホームページにリンクを張り付けて、援農ページを独自で作るとなると法人登録のようなものが必要になってくるのでしょうか。

委員

一般の人でもホームページは作っているのだから、法人登録等は必要ないと思われませんか。

12番

県内の援農ボランティアの意見も直接聞いてみるとういのではないのでしょうか。

委員

はい。

議長

他に質問等ありますか。

委員

ありません。

議長

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。